

i DVはあなただけでなく子どもたちも苦しめています

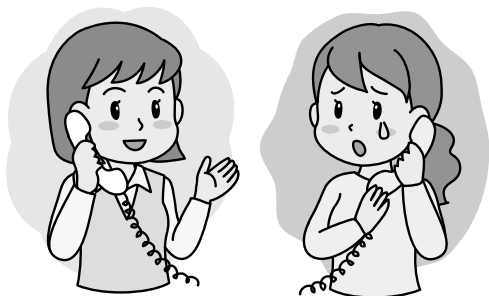
DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人に対する身体や心への暴力のことです。身体的な暴力や言葉での暴力のほかにも、生活費を渡さない、外出を制限することなども、DVにあたります。子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待にもあたります。


今、DVで苦しんでいるあなた、周りで苦しんでいる人を知っているあなた、1人で悩まず、相談してください。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 人権啓発係

☎5513113



相談先	対象者	電話番号	相談時間など
国(内閣府)DV相談プラス	暴力被害者	☎0120-279-889 ・メール、チャットでも相談可 HP:https://soudanplus.jp/	○電話・メール 24時間受付 ○チャット相談 12:00~22:00  <small>DV相談プラスホームページ</small>
女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	女性 DV被害者である男性	☎088-833-0783	○電話相談 月~金 9:00~17:15 18:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 ○来所相談 月~金 9:00~17:15(要予約) ※いずれも年末年始は除く
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	女性 男性	女性対象相談 ☎088-873-9555 男性対象相談 ☎088-873-9100	(女性対象相談) 休館日を除く9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く (男性対象相談/事前予約制) 第1火曜日、第3・4水曜日 18:00~20:00 ※休館日:第2水曜日、祝日、年末年始
警察	暴力被害者	警察本部の総合相談係(#9110 または☎088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全担当課	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ
各市町村窓口	DV被害者	佐賀支所 地域住民課 人権啓発係 ☎55-3113	○電話相談 月~金 8:30~17:15 ※12:00~13:00を除く ※土・日・祝日・年末年始を除く

～ あなたとあなたの周りの大切な人を守りましょう ～

i 幡多クリーンセンターの使用
小型家電回収開始について

幡多クリーンセンターでは、10月1日から使用済小型家電の無料回収を開始しています。

使用済小型家電にはレアメタルなどの貴重な資源が含まれています。この大切な資源を再生利用することを目的として、無料回収を始めます。

ごみの減量・再資源化にご協力をお願いします。

◆回収できるもの

電気・電池で動く家庭用の小型家電とその付属品
携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器、電子レンジ、ドライヤー、扇風機など

◆回収できないもの

・事業所で使用していたもの
・個人情報を含んだままの状態のもの
・電気マッサー、ジチェア、電気カーペット

・家電リサイクル法対象の

「テレビ」、「冷蔵庫(冷凍庫)」、「洗濯(乾燥)機」、「エアコン」の4品目

○お問い合わせ

幡多クリーンセンター

☎3112600